

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 50年 什器備品 4年～8年

(会計方針の変更)

当法人は、法人税法の改正に伴い、当会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更による当期経常増減額及び税引前当期一般正味財産増減額に対する影響はありません。

(追加情報)

当法人は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法に比べ、当期経常増減額及び税引前当期一般正味財産増減額はそれぞれ30,675円減少しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

未収会費及び未収入金の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

役員及び職員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

役員及び職員の退職金の支払に備えて、当法人の規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込経理方式によっております。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は次のとおりです。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般会計				
退職給付積立預金	17,357,820	1,574,825	13,021,150	5,911,495
事業補填準備預金	51,380,294	0	50,000,000	1,380,294
収益事業特別会計				
退職給付積立預金	274,625	519,625	353,250	441,000
受託事業特別会計				
退職給付積立預金	0	1,008,000	1,008,000	0
合計	69,012,739	3,102,450	64,382,400	7,732,789

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は次のとおりです。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
一般会計				
退職給付積立預金	5,911,495	0	0	5,911,495
事業補填準備預金	1,380,294	0	1,380,294	0
収益事業特別会計				
退職給付積立預金	441,000	0	0	441,000
合計	7,732,789	0	1,380,294	6,352,495

4. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

	一般会計	収益事業特別会計
退職給付債務	<u>28,674,000 円</u>	<u>441,000 円</u>
退職給付引当金	<u>28,674,000</u>	<u>441,000</u>

(3) 退職給付費用に関する事項

	一般会計	収益事業特別会計
勤務費用	<u>3,728,125 円</u>	<u>519,625 円</u>
退職給付費用	<u>3,728,125</u>	<u>519,625</u>

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末要支給額を基礎として計算しております。

5. ファイナンス・リース取引関係

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：円)

	什器備品
取得価額相当額	6,245,220
減価償却累計額相当額	3,816,523
期末残高相当額	2,428,697

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	1,197,000	1,596,000	2,793,000

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：円)

支払リース料	1,197,000
減価償却費相当額	1,040,870
支払利息相当額	156,130

(4) 減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、定額法によっております。

6 . 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預金	<u>144,370,046 円</u>
現金及び現金同等物	<u>144,370,046 円</u>